

企画提案審査（公募型プロポーザル方式）公告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次の通り公告する。

令和8年6月12日

志布志市長 下平晴行



1 業務件名 志布志市女性デジタル人材育成支援事業

2 目的

デジタル人材の育成を図るとともに、デジタルスキルを活用した場所と時間を自由に選べる働き方「在宅ワーク」を学ぶ機会と就労機会を提供し、出産、育児、介護等により正規雇用での就労を中断した女性のために、多様な働き方を推進することを目的とする。単なるスキルの習得にとどまらず、研修と実務供給を不可分に提供することで確実な「職の確保」を実現し、テレワーカーの育成及び能力開発を行う。また、就労までの伴走支援を行うことで、デジタル分野への就労の実現を確保する。

3 業務内容、履行場所、履行期間及び予算概要等

- (1) 業務内容 別紙『志布志市女性デジタル人材育成支援事業仕様書』のとおり
- (2) 履行場所 志布志市内
- (3) 履行期間 業務委託契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで
- (4) 提案上限額 消費税額及び地方消費税額含む3,085,500円を上限とする。

4 提案書の提案者の資格

次の条件のいずれにも該当し、志布志市において実施するプレゼンテーション等に参加できる者とする。

- (1) 志布志市物品又は役務の調達等入札参加資格審査要綱（平成18年志布志市告示第15号）第3条第1項に規定する入札参加資格を認められている者（以下、法人等）であること。なお、公募開始時点で認定されていない場合は、参加申込書の提出までに認定を受けること。
- (2) 経営状態が著しく不健全でないものであること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

ない者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て又は破産手続開始決定がなされていないこと。
- (7) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 号第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (9) 過去 3 年以内に行政・地方自治体において、就労支援の業務受託実績があること。

※(2)～(7)については、連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

5 提案書を特定するための評価基準 別記評価基準表のとおり

6 提案書提出の期間、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 3 日（金）から令和 8 年 7 月 13 日（月）午後 5 時必着
- (2) 提出先等 志布志市 コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進グループ
〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目 1 番 1 号
郵送又は持参による

7 プレゼンテーション 令和8年7月21日(火)午後

8 関連情報を照会するための照会窓口

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより質問項目を送信すること。電子メール以外での質問（電話での問合せ等）については回答しないものとする。

志布志市 コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進グループ

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

Mail : diversity @city. shibushi. lg. jp

電話 : 099-472-1111 (内線342)

9 評点が同点となった場合の措置

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者とする。更に見積金額が同額である場合は、くじ引きとする。

10 その他必要な事項

参加事業者が、本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届出書を提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

選考結果は、令和8年7月28日(火)(予定)以降、プレゼンテーションに参加した参加事業者に電子メールで通知し、市ホームページで公開するものとする。

(別記1) 評価基準表

評価項目		評価内容	配点
実施体制	① 運営体制	事業実施にあたり、実施体制、実施スケジュールが整っており、本業務を効果的に実施できる体制か。	5点
	② 業務実施の確実性	過去に類似事業で良好な実績をあげており、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	5点
事業内容	③ デジタル人材育成の講座内容	在宅就労など柔軟な働き方を前提とした就労につながるスキルの提案となっているか。	15点
	④ デジタルスキル習得講座の実施方法	講座の実施にあたり、離脱を防ぐため参加者に寄り添った伴走支援体制が提案されているか。	15点
	⑤ 支援体制	受講者の学習の進捗や理解度を把握し、確実にスキルを習得できるような講座・支援内容となっているか。	15点
	⑥ 就労機会	就労機会（OJTを含む）の提供が図れる体制であるか。多様な求人を提供できる見込みがあるか。	15点
	⑦ 周知・広報	本事業を効率的・効果的に周知し、参加を見込める具体的な集客方法が提案されているか。	10点
	⑧ 効果検証	本事業の目的を理解し、事業の効果を検証するための具体的な方法が提案されているか。	10点
その他	⑨ 全体コスト	適正な額となっているか。	5点
	⑩ 自由提案	本事業をより効果的なものにするために、独自の提案内容となっているか。	5点
合 計			100点